

議案第5号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

(提案理由)

生理休暇の名称を改める必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新  
旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、</p>

<p>妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 略</p>	<p>妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>2 略</p>
---	---

#### 附則第2項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（<u>健康管理休暇</u>にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（<u>生理休暇</u>にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時</p>

間当たりの給与額を減額して給与を支  
給する。

2 略

間当たりの給与額を減額して給与を支  
給する。

2 略